

全養協通信

平成21年4月3日 発行

全国社会福祉協議会 全国児童養護施設協議会

東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

〒100-8980 TEL03-3581-6503 FAX03-3581-6509

<http://www.zenyokyo.gr.jp>

「全養協通信」は、全養協事務局から全国の児童養護施設に直送しています。

1. 全養協「平成20年度第2回協議員総会」開催

～ 平成20年度補正予算、平成21年度事業計画案、予算案を承認 ～

全養協は、平成21年3月16日（月）に、今年度第2回目の協議員総会を開催しました。

全養協中田浩会長、全社協松尾武昌常務理事のあいさつに続き、厚生労働省の藤原禎一家庭福祉課長からは、改正児童福祉法の施行を控え、児童養護施設には里親支援機関として、また児童の自立支援について積極的な取り組みが期待されること、被措置児童等虐待への対応について、ガイドライン案をふまえ自治体と各県段階の施設協議会との連携強化をはかり、現場と行政の協働で子どもの権利擁護をはかってほしいとのあいさつがありました。

当日の協議内容の概要は次のとおりです。なお、詳細は7月をめどに各施設にお送りする全養協平成21年度便覧を参照ください。

＜当日議案等の協議状況＞

（1）平成20年度事業進捗状況および平成20年度補正予算案

各専門部会長から平成20年度事業進捗状況の説明、平成20年度補正予算案については藤原亨総務部長より説明、質疑の後、原案どおり承認。

（2）平成21年度事業計画案、予算案

平成21年度全養協事業計画の基本方針について中田浩会長から趣旨説明の後、引き続き、各専門部長から平成21年度事業計画案の説明、また平成21年度予算案を藤原亨総務部長が説明、質疑の後原案どおり承認。

（3）役員選出方法案について

平成21年5月8日に開催される全養協平成21年度協議員総会にあたり、平成21～22年度の役員選出方法について土田秀行総務担当副会長から説明、原案どおり承認。

（4）全国児童養護施設協議会運営内規の改正について

平成21年4月、岡山市の政令指定都市移行にともなう協議員定数の変更について、原案どおり承認。

＜新協議員について＞

宮崎県の協議員交代にともない、新協議員が紹介されました。

宮崎県 高島 透 協議員（みどり学園）

＜監査役の交代について＞

全養協監査役について、次の2名が承認されました。

長崎県 大村子供の家 松本厚生（留任）

千葉県 子山ホーム 森田雄司（新）

平成 21 年度 全国児童養護施設協議会 事業計画

I. 情勢認識

1. 子ども家庭福祉をめぐる状況は一層深刻となっている

- 児童相談所における子どもへの虐待相談件数は 4 万件超、市町村における児童虐待に関する相談受付件数は 5 万件超と、家族の関係性の問題は一層深刻な状況にある。
- 児童養護施設では、さまざまな困難と課題のある児童の入所が増加し、養育が困難となっている。子どもの状態に応じた養育環境の整備、人員配置の抜本的な改善が喫緊の課題である。
- 昨年来、国では「子どもと家族を応援する日本」重点戦略等にもとづく次世代育成支援のための新たな制度体系の構築、必要な財源の確保等が提言されている。さらに社会保障国民会議最終報告（平成 20 年 11 月 4 日）には「社会的養護など特別な支援を必要とする子どもたちに対するサービスのコスト」と明確に「子どもの育ちを社会全体が支える」という観点で、子ども家庭福祉、社会的養護の抜本的な改善（人的・環境的な最低基準の向上）と養育の質的向上をはかることが、国をあげて緊急に取り組むべき政策課題となっている。

2. 「児童福祉法等の一部を改正する法律」平成 21 年 4 月から施行

- 「児童福祉法等の一部を改正する法律」が平成 20 年 11 月に成立し、平成 21 年 4 月から施行される。本法では、被措置児童等虐待の防止をはかるための都道府県行政等の取り組みが明記された。国から提示された「被措置児童等虐待対応ガイドライン」をふまえ、関係者の意見や実態を十分に考慮した施策整備と、都道府県段階における行政、児童養護施設関係者、関係団体等が連携し、理解の共有をはかり、権利擁護の観点から取り組みを具体化することが求められる。
- あわせて養育の質の向上を目的として、各ブロック及び都道府県単位において、児童養護施設における職の倫理向上、チェックリストの取り組み、第三者評価の受審促進等、自己点検、自己評価、及び職員の養育の質を向上させる取り組み（指導者養成、継続的・体系的な養成プログラム、管理者養成）を、国・都道府県行政や関係機関と連携・協働して取り組むことが必要である。
- また、次世代育成支援対策推進法にもとづく都道府県行動計画に、平成 22 年度から社会的養護の提供体制に関する記載が明記される 21 年度における都道府県が策定する計画に、社会的養護体制の具体的な整備等を関係者が連携して取り組むことが必要である。

3. ケア単位の小規模化、職員の資質向上に向けた対応

- 配置基準の引き上げや措置費の算定基準の見直し等、養育の改善に向けて、厚生労働省の社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会が平成 19 年 12 月に示した報告書にもとづき、施設整備、ケア単位の小規模化、配置基準、施設機能の見直しに向けた各種調査が実施されている。
- 今後提示される調査結果をふまえ、子どもの生活の営みと育ちを支える立場から、審議会等において具体的な意見表明、政策提言を行なうことが必要である。

II. 重点事業【 】は担当の中心となる部会

次世代育成支援対策は、国の宝であるすべての子どもを健全に育てることである。その意味で、社会的養護、児童養護施設等入所児童の健全育成は、虐待や貧困の世代間連鎖を断ち切り、日本社会の未来を展望するためにも、きわめて重要な国としての政策課題である。

本会は、『児童養護施設における人権擁護と人権侵害の禁止・防止・対応のための要項および

チェックリスト』により、子どもたちの権利を実現していく養育の質の確保と、その向上をはかるとともに、職員がやりがいと使命感をもって養育に取り組む環境整備のために、車の両輪として最低基準の抜本的改正を訴えていく。

1. 養育の質の向上と、子どもたちの自立支援に向けた取り組み

- 全養協研修体系・プログラムの検討【研修部会】
- 国・都道府県で進められる研修体制充実への協力・協働、及び各ブロック、都道府県養協における、職員の質の向上を進めるための取り組み支援【研修部会、制度政策部会】
- 自立支援（アファゲ）に向けた施策の充実・強化の取り組み【調査研究部会、制度政策部会】

2. 「児童福祉法等の一部を改正する法律」施行に対応した取り組み

- 都道府県における、「被措置児童等虐待防止ガイドライン」運用の情報収集、提供【制度政策部会】
- 「児童養護施設における人権擁護と人権侵害の禁止・防止・対応のための要項およびチェックリスト」の取り組みをとおり、子どもの権利擁護をはかる児童養護施設づくり【総務部会】
- 都道府県「次世代育成支援後期行動計画」策定に向け、都道府県が社会的養護体制の整備をはかるための取り組みの支援【制度政策部会】
- 緊急時のリスクマネジメントの取り組み【総務部会、制度政策部会】

3. ケア単位の小規模化、配置基準の見直しに向けた取り組み

- 施設最低基準、施設整備基準の抜本的改善、ケア単位の小規模化、施設類型の見直しに向けた厚生労働省調査、審議会、計画等への協力と意見表明【制度政策部会】
- 平成 22 年度予算要望等の運動展開【制度政策部会】

4. 児童養護施設の運営向上のための取り組み

- 福祉人材確保にかかわる対策の推進と協力【制度政策部会】
- 自然災害、新型インフルエンザ対策等、子どもの命と安全をはかるための対応【調査研究部会】

5. 子ども家庭福祉の増進に向けた関係機関等との協働・協力、全養協運営の強化

- 児童福祉関係種別協議会の情報交換、政策動向の把握【制度政策部会】
- 関係団体との協働活動（社会的アピール、シポジウム等の開催）【制度政策部会、総務部会】
- 他団体の諸事業への協力【総務部会】
- 全養協財政の安定的な運営【総務部会】

Ⅲ. 専門部・委員会

制度政策部

「児童福祉法等の一部を改正する法律」の施行による、各都道府県段階および児童養護施設における課題分析・整理を行い必要な対応をはかる。

あわせて、今後国において進められる社会的養護体制の拡充のための施策提言をふまえ、子どもたちの「最善の利益」の実現に向けて取り組む。

1. 「児童福祉法等の一部を改正する法律」施行後の課題分析と対応

- (1) 次世代育成支援後期行動計画策定に際し、各都道府県における社会的養護体制整備の充実をはかるための課題整理と対応

- (2) 各都道府県における「被措置児童等虐待対応ガイドライン」運用に際し、養育の質向上をはかるため、各都道府県児童養護施設協議会、および各ブロック協議会における取り組みの支援
- (3) 社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会等における意見表明

2. 平成 21 年度児童養護施設関係予算の確実な執行と、平成 22 年度予算要望・確保への運動展開

3. 児童福祉の諸制度や課題への対応における協働

- (1) 全社協・児童福祉関係種別協議会における協働の取り組み
- (2) 児童虐待防止等、必要に応じたソーシャルアクション

4. 立法府等へ向けた活動による社会的養護への理解促進

- (1) 「児童養護を考える会」への協力
- (2) その他

総務部

入所児童の権利擁護の推進と実現のための取り組みを充実させるとともに、全養協の組織運営、事業推進、財政に関する諸課題の検討、および広報活動の推進をはかる。

1. 組織活動の円滑な推進

- (1) 総会、常任協議員会、ブロック協議会会長会議等、各種会議の開催
- (2) ブロック協議会、都道府県協議会活動の強化、推進ならびに情報、資料の収集、提供

2. 児童養護施設における入所児童の権利擁護の取り組み強化

- (1) 「全国児童養護施設協議会倫理綱領」の策定
- (2) 「児童養護施設における人権擁護と人権侵害の禁止・防止・対応のためのチェックリスト」改定版（第 2 次試案）の集計分析、および各児童養護施設への周知と取り組み課題提起、次期改定版作成
- (3) 苦情解決の仕組みの普及・定着
- (4) 権利侵害の発生に対する各児童養護施設、都道府県児童養護施設協議会、ブロック協議会、全国児童養護施設協議会のそれぞれの段階における、組織的な協力のための事実確認、相談、調整、支援、対応方策の検討（制度政策部共管）

3. 施設を退所する子どもの自立支援のためのシステム構築の検討

- (1) 身元保証人確保対策事業制度の普及、利用促進の取り組み
- (2) 児童養護施設退所児童自立支援事業の実施
- (3) 他の部会と連携した自立支援のためのシステムの検討と構築

4. 第 63 回全国児童養護施設長研究協議会の開催

- (1) 日時：平成 21 年 10 月 28 日（水）～30 日（金）
- (2) 会場：宮城県宮城郡松島町
- (3) 永年勤続感謝、児童文化奨励絵画展、研究奨励賞（松島賞）の同時実施

5. 広報活動の推進

- (1) 情報提供活動の強化
 - ① 「全養協通信」の発行（全施設対象）
 - ② 「全養協ホームページ」の運営
 - ③ 「協議員情報」の発行

- ④「平成 21 年度全養協便覧（全養協情報No.29）」の発行（全施設対象）
 - ⑤「もっともっと知ってほしい児童養護施設」（パンフレット）、および「すこやかに」（パンフレット）の普及
- (2) 季刊「児童養護」の普及促進

6. 災害見舞金制度の運用

7. 企業・団体等による社会貢献活動等への協力

調査研究部

国の進める社会的養護体制の拡充、ケア単位の小規模化、施設機能の見直しに向けた制度政策提言、および予算要望の根拠となる関連データの収集と関連研究等の実施を行う。

1. 児童養護施設にかかわる調査の実施・分析

- (1) 平成 21 年度全国児童養護施設基礎調査の実施
- (2) 予算要望等にかかわる諸調査の実施

2. 新たな施設機能展開にかかわる調査研究等

- (1) 国が実施する社会的養護関係調査への実施・分析等の協力
- (2) 新規事業等の実態把握およびあり方の調査研究
(小規模グループケア、地域小規模児童養護施設、看護師、ファミリーソーシャルワーカー等)

3. 退所児童の自立支援、アフターケア、里親支援等に関する調査研究等の検討

4. その他、必要に応じた調査研究

研修部

養育の質を高め、専門性を発揮できる人材育成に向けた研修体系を検討、実施するとともに、今後国が進める社会的養護関係者研修（国段階、都道府県段階）に向けた課題整理と必要な対応をはかる。

1. 養育の質を高め、専門性を発揮できる人材の育成に向けた研修体系の検討

- (1) 全養協研修体系の検討のための小委員会の運営
- (2) 厚生労働省社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会報告書の、全養協研修等における内容活用

2. 国の進める社会的養護関係者研修に向けた課題整理と対応

3. 「平成 21 年度全国児童養護施設中堅職員研修会」の開催

- (1) 日時：平成 22 年 2 月 4 日（木）～6 日（土）
- (2) 会場：国立オリンピック記念青少年総合センター（東京都渋谷区）

4. 「平成 21 年度ファミリーソーシャルワーク研修会」の共催

- (1) 日時：平成 22 年 1 月 21 日（木）～22 日（金）
- (2) 会場：全社協・灘尾ホール 他

5. 「子どもを守る地域協働フォーラム」(全社協)の開催協力

6. 第 63 回全国児童養護施設長研究協議会プログラム委員会の開催

7. 研究奨励賞(松島賞)運営委員会の開催

季刊「児童養護」編集委員会

季刊「児童養護」の編集・発行(第 40 巻／第 1 号～第 4 号)

〈編集方針〉

- ①現場実践の道標となりうる養護理論の形成と、法則性の発見をめざした全国的な児童養護施設の専門誌とする。
- ②歴史的・社会的実践を紹介し、施設養護の発展の一助とする。
- ③子どもの人権擁護の立場にたち、内外に問題提起の役割を担う。
- ④施設間での連携やネットワークをはかるための一助とする

2. 「児童福祉週間」がはじまります

全社協、厚生労働省、財団法人こども未来財団が主唱する「児童福祉週間」は、平成 21 年度の期間を「子どもの日」を含む 5 月 5 日～11 日までの 1 週間とし、全国各地で児童福祉の理念の普及・啓発のための行事等が行われます（地域の実情により 5 月末まで期間を延長することが可能）。児童福祉施設においても積極的な参画が期待されています。

今年の児童福祉週間 標語は「ありがとう つたわるところがうれしいよ」で、全国公募により玉田 雄似さん（神奈川県）の作品が選ばれました。

4 月 27 日には、午前中厚生労働省正面玄関前で子どもたちと大相撲力士などの来賓による鯉のぼりの掲揚式が行われ、標語の最優秀作品受賞者の表彰式等、関連行事が予定されています。また同日昼からは全社協のある新霞が関ビルでも鯉のぼりの掲揚式が行われます。

3. 「第 35 回資生堂海外派遣研修団員」候補者募集

資生堂社会福祉事業財団では、第 35 回となる海外研修の団員候補者を募集しています。本年度は、アメリカ合衆国における 15 日間の実地研修を予定しています。児童養護施設からの派遣人数は 6 名の予定です。

「実施要綱」は、財団から直接会員施設に直送されますので、積極的に応募ください。なお、実施要綱は全養協ホームページにも掲載しています。

また、候補者書類の送付先は例年どおりブロック協議会会長あてとなります。

全国児童養護施設協議会ホームページ <http://www.zenyokyo.gr.jp/>

財団法人 資生堂社会福祉事業財団ホームページ <http://www.zaidan.shiseido.co.jp/html/>

4. 卓球台セット寄贈のご案内

卓球用具のトップメーカーである株式会社タマス（「バタフライ」ブランド）では、長く児童福祉施設、教育関係施設等に卓球台セット（卓球をするための道具がすべて揃ったもの）の寄贈を行っており、児童養護施設では、昨年 13 か所に卓球台が寄贈されています。

今年度の寄贈にあたっては、児童養護施設や児童館を対象として、公募方式により募集を行うこととなりました。各施設において卓球台セットの寄贈を希望される場合は、4 月 20 日から 5 月 31 日までの募集期間内に、株式会社タマスのホームページに掲載される寄贈案内を参照の上、直接お申込みください。応募多数の場合は選考の上、寄贈が決定されます。

株式会社タマス ホームページ

<http://www.butterfly.co.jp/>

<全養協・会議情報>

4 月 6 日（月）季刊児童養護編集委員会

4 月 23 日（木）平成 21 年度第 1 回制度政策部会

4 月 24 日（金）平成 20 年度全養協事業監査

平成 21 年度第 1 回常任協議員会

5 月 8 日（金）全養協総会